

## 甲斐市多子世帯に係る学校給食費の負担軽減事業について

甲斐市では、経済的負担が大きい子育て世帯の中でも特に負担の大きい多子世帯に対し、昼食費を軽減することで安定した生活を送れるよう経済的支援を実施します。

また、本支援を受けるためには、対象者（第2子以降の児童・生徒）ごとにそれぞれ申請書の提出が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、第1子にあたる児童・生徒は負担軽減の対象となりませんので、申請書の提出は不要です。

### 1 対象者

子を2人以上扶養し、甲斐市に住民票がある児童・生徒が市内の公立小中学校を除く小中学校、特別支援学校及びフリースクール等に在学・通所している第2子以降の児童・生徒を持つ保護者

ただし、学校給食費が無償である場合やその他の補助を受け、学校給食費が実質無料となっている場合は対象となりません。

#### 【学校給食費負担軽減における扶養の考え方】

同居・別居、年齢、所得状況に関わらず、申請者（保護者）がお子さんを監護している（日常的に世話をしている・生計を見ている）場合は扶養しているものとします。（ただし、婚姻している場合を除きます）

### 2 補助額

基準単価に児童又は生徒が令和7年4月から令和8年3月までの間に学校給食等を喫食した日数を乗じた額とする。（児童 191 日、生徒 184 日を上限とする）

#### 【基準単価】

区 分		年間提供基準日数	基準単価
児 童(小学生)	第2子	191日	182.5 円
	第3子以降		318 円
生 徒(中学生)	第2子	184日	213 円
	第3子		369 円

【裏面もお読みください】

### 【補助金の上限額】

区 分		補助上限額
児 童(小学生)	第2子	34,857円/年
	第3子以降	60,738円/年
生 徒(中学生)	第2子	39,192円/年
	第3子	67,896円/年

### 3 申請に必要なもの

#### ①甲斐市多子世帯に係る学校給食費等補助金承認申請書

※対象児童・生徒一人につき1枚の申請が必要です。(第1子の児童・生徒は提出不要)

※別住所の子を扶養している場合は、別居監護の申立書が別途必要となりますので、市ウェブサイトより書式をダウンロードし、申請書に添付して提出願います。

### 4 交付までの流れ

#### ①郵送にて通知等を送付

※通知文、申請書、記載例、返信用封筒を同封しています。

②対象となる方(第2子以降の児童・生徒の保護者)は期限までに申請書等を甲斐市役所学校教育課へ提出 ※通知を送付した際に同封した返信用封筒にて返送願います。

☆書類審査の一部を事業者に委託を行いますので、書類等に不備があった場合、  
**(株) 日本旅行 甲府支店 : ☎055-232-4222**  
から連絡がありますので、各ご家庭にて対応をお願い致します。

③令和8年2月頃に「実績報告書兼請求書」及び「学校給食等状況証明書」を送付申請があり補助対象となった方に請求書等を送付します。期限までに返信用封筒にて必要書類を送付願います。(補助金の交付は令和8年4月以降となります。)

### 5 その他

・決定通知書は送付されませんのでご了承ください。



■問い合わせは…〒400-0192 甲斐市篠原2610番地

甲斐市教育委員会 学校教育課 保健給食係 ☎ 055-278-1696